明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

Qb—十三	次のすべての要件を満たす半硬質チーズ (i)　生乳、低温殺菌したミルク又はクリームとミルクの混合物（脂肪分が全乾燥重量の五五％以上のものに限る。）から生産されたもの（アルプス山脈で採取された香料植物又は白ワインによって調製してあるかないかを問わない。） (ii)　一八〇日を超えない範囲で熟成させたもの (iii)　生産された時において円柱形の塊である場合には、高さが七センチメートル以上九センチメートル以下で、直径が二五センチメートル以上三〇センチメートル以下であって、一個の重量が四キログラム以上四・五キログラム以下のもの (iv)　脂肪分が全乾燥重量の四五％以上であって、水分が脂肪分を除く全重量の四〇％以上四二％以下のもの (v)　トゥールガウ州、ザンクト・ガレン州又はチューリヒ州で生産されたもの

注釈1　チーズの名称に「＊」を付している場合には、当該名称に「スイス産の」を付すことができることを示す。

注釈2　これらのナチュラルチーズの品名については、日本国がこの協定に従って関税上の特恵待遇を与えるためにのみ適用するものとし、スイスの法令の下でのチーズの定義に影響を及ぼすものではない。

注釈3　この表（Qb—十一からQb—十三までの三種類のチーズの品名を含む。）については、第二十五条の規定に従って行う一般的な見直しの対象となるものとする。

2　1のナチュラルチーズの表に掲げるナチュラルチーズに関するスイスの法令が改正される場合には、スイスは、その改正の効力発生の前に、日本国に対し書面により通報する。

3　スイスが2の規定に従って通報を行う場合には、両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、1のナチュラルチーズの表に掲げる品名の改正について、その通報された改正を考慮しつつ協議する。当該表に掲げる品名の改正については、第百五十二条2の規定に従って行うものとする。

4　二千八年十二月三十一日においてAOCのための登録の過程にあるナチュラルチーズがスイスの法令に従ってAOCとして登録された場合には、スイスは、日本国に対し、その登録を通報する。両締約国は、その通報の後、当該ナチュラルチーズを1のナチュラルチーズの表に追加するため、第百五十二条2の規定に従って、表を改正する。

別添二　日本国の表の5欄に(Qb)又は(Qf)を掲げた品目に分類される産品の関税上の特恵待遇のために必要な申告

1　この別添の規定は、日本国の表の5欄に(Qb)又は(Qf)を掲げた品目に分類される産品に関し、表の2欄の注に規定する関税上の特恵待遇を受けるために必要な申告（以下この別添において「産品に関する申告」という。）に関する事項についてのみ適用する。

2　産品に関する申告の申告文については、場合に応じて、(a)又は(b)に定めるとおりとする。

(a)　「下名は、上述の産品が（注釈1(i)又は(ii)に規定する事項）に分類されることを申告する。」

(b)　「輸出者は、また、当該産品が（注釈1(i)又は(ii)に規定する事項）に分類されることを申告する。」

注釈1(i)　表の5欄に(Qb)を掲げた品目に分類される産品については、括弧内に、別添一1のナチュラルチーズの表の品目番号欄に掲げる品目番号を記入する。

(ii)　表の5欄に(Qf)を掲げた品目に分類される産品については、括弧内に、「Qf」を記入する。

注釈2　この(a)に定める申告文を用いる産品に関する申告については、当該産品の輸出者又は権限を与えられたその代理が、附属書二の第十六条の規定に従って発給される原産地証明書の8欄の品名の下に作成するものとする。輸出者は、権限を与えられたその代理による作成について責任を負うものとする。

注釈3　この(b)に定める申告文を用いる産品に関する申告については、附属書二の第十九条の規定に従って当該産品の原産地申告を作成する輸出者が作成するものとする。そのような産品に関する申告については、原産地申告が作成されている商業上の文書におけるタイプ印書、押印又は印刷により、当該輸出者が作成するものとする。この(b)に定める申告文を用いる産品に関する申告については、原産地申告の申告文に続けて作成するものとする。

3　この別添の規定の適用上、産品に関する申告については、附属書二の第十五条に規定する原産地証明の一部を成すものとみなす。附属書二の関連規定については、1の規定と適合する限り、かつ、産品に関する申告が付された産品に関税上の特恵待遇を与える過程において必要な範囲内でのみ、適用する。

（スイスの表に関する付録二は省略）

附属書二（第二章関係）　原産地規則

目次

第一節　総則
第一条　定義
第二節　「原産品」の概念
第二条　原産品
第三条　完全に得られる産品
第四条　十分に作業又は加工される産品
第五条　原産地の累積
第六条　許容限度
第七条　原産品としての資格を与えることとならない工程
第八条　原産品としての資格の単位
第九条　組み立ててないか又は分解してある産品
第十条　附属品、予備部品及び工具
第十一条　中立的な要素
第十二条　会計の分離
第三節　属地的な要件
第十三条　属地性の原則
第十四条　積送基準
第四節　原産地の証明
第十五条　原産地証明
第十六条　原産地証明書
第十七条　遡及して発給される原産地証明書
第十八条　原産地証明書の再発給
第十九条　原産地申告
第二十条　原産地証明の有効性
第二十一条　関税上の特恵待遇の要求
第二十二条　補助的な文書
第二十三条　文書及び記録の保管